

第5章

実践編【特別支援学校】

特別支援学校における性教育

I 特別支援学校における性教育の進め方

1 性教育の基本的な考え方

特別支援学校における障害のある児童・生徒への性教育は、基本的には小学校、中学校、高等学校における性教育の考え方と同じです。

特別支援学校における性教育の実施に当たっては、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、卒業後の自立と社会参加に向けた視点が重要であり、学習指導要領の趣旨等に基づき、児童・生徒の人格の完成を目指す人間教育の一環として、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた適切な内容・方法の改善・工夫を行っていく必要があります。

また、特別支援学級での指導及び通常の学級において特別な支援が必要な児童・生徒に対する指導に際しては、それぞれの該当校種編に加え本特別支援学校編を参考にして、児童・生徒の一人一人の実態等に応じた適切な内容・方法の改善・工夫を行うことが大切です。

2 教育課程への位置付け

「性教育の全体計画」を作成し、教育課程に明確に位置付けることが必要です。さらに、全体計画に基づいた「年間指導計画」を作成し、個別指導計画と関連を図りながら、各教科等の指導の目標、内容や方法等を、年間を通して相互に関連させ、それらが週ごとの指導計画に具体化されるようにすることが大切です。

3 年間指導計画作成上の留意点

性教育の全体計画に基づく年間指導計画を作成するに当たっては、次の視点に留意する必要があります。

(1) 学習指導要領に準拠する。

学習指導要領に示された内容に基づき、各教科、領域等ごとに指導の時期や方法等を考慮しながら計画します。その際、内容相互の有機的な関連を図るよう配慮する。知的障害者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科（以下「知的障害の各教科」という。）については、実態及び内容に即した教科書（学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書））の選定を適切に行います。

(2) 学校教育目標との関連を図り、性教育のねらい、内容、方法を明確にする。

全体の指導計画に基づき性教育のねらいを明確にした上で指導内容・方法を検討するとともに、教員一人一人が週ごとの指導計画の中に指導内容・方法等を明確にし、指導の結果を記録します。

(3) 障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に即した効果的な学習指導を行う。

児童・生徒の実態を踏まえ、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に即して、指

導方法、指導内容や表現が適切な教材・教具を使用します。

- (4) 自立活動、総合的な学習の時間（高等部については、総合的な学習の時間を総合的な探究の時間に読み替える）等での取扱いを工夫する。

自立活動の時間では、個人の発達段階やレディネス（児童・生徒の学習に対する準備状態）等に応じて個別指導計画に基づいた指導を行います。

また、総合的な学習の時間等で性教育の内容を取り上げる場合には、総合的な学習の時間等の趣旨やねらいを十分に踏まえて行います。

- (5) 適正な補助教材を使用する。

都教育委員会は、平成15年に「都立盲・ろう・養護学校経営調査委員会」を設置し、都立盲・ろう・養護学校全体の調査を行い必要な改善策を検討しました。

補助教材については、児童・生徒の発達段階と学校の性教育のねらいに適正に対応しているかどうかの視点から選択し、使用することが重要です。

- (6) 保護者や地域社会の理解・協力を得る。

性教育に関しては、保護者や地域社会の受け止め方や考え方は極めて多様です。指導内容や指導方法を保護者や地域社会に向けて十分説明し、理解・協力を得て指導計画を作成します。また、特に心身の成長に関する指導については、保護者に対し事前に十分説明するとともに、指導時の児童・生徒の様子を伝え、家庭での様子についても情報を得るなど、家庭や保護者との連携を密にします。

4 指導体制の整備

特別支援学校における性教育も、全教職員の組織的な協力の下に推進することが重要です。そのためには、教職員一人一人が、学級担任や教科担当として、それぞれの立場に応じた職責や役割及び職務内容を明確にするとともに、校内の指導（協力）体制を整備することが大切です。

- (1) 各学部、各教科における取組を充実させる。

幼稚部から高等部まで複数の学部が設置されていることから、担任間の連携はもとより、保健体育、家庭、理科など関連の各教科担当教員が、各教科間での連携を図り、指導内容や指導方法について共通理解して指導に当たることが大切です。

また、複数の教育部門を設置する特別支援学校の場合は、教育部門間で連携しながら、指導内容や指導方法を充実させることも有効です。

- (2) 道徳科、特別活動、自立活動、総合的な学習の時間における取組を充実させる。

道徳科、特別活動、自立活動や総合的な学習の時間では、各教科での学習を基に、関連した補充的な内容や発展的な内容を取扱うことになるため、各教科と連携した綿密な指導計画の作成が必要です。

- (3) 個別指導計画等に基づく個別の指導を充実させる。

幼稚部、小学部、中学部及び高等部の各時期における性に関する関心や理解には、個人差が大きく、集団の指導では理解が不十分なことがあります。

性に関する問題で深刻に悩む児童・生徒や、家庭を離れて生活している児童・生徒も

いるなど、児童・生徒の障害の実態やレディネス等は様々であるため、発達の段階別のグループ指導や男女別のグループ指導、個別指導を充実させる必要があります。

また、個別指導計画を基に、学級担任、教科担当、養護教諭、生活指導担当、教育相談担当、学校医等の連携を深め、組織的に行い、一人一人に対するきめ細かな指導が重要です。

5 障害の程度や発達の段階等に即した指導内容

障害のある児童・生徒に対する性教育の目標、指導内容等は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の各校種に準じますが、児童・生徒一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階の生活経験等を十分に考慮し、その状況に適したものによって系統的・計画的に指導する必要があります。

また、複数の障害を併せ有する児童・生徒に対する指導内容は、その障害種別の指導の内容等を参考に、障害の状態や特性等に即して、個に応じた課題が達成できるようにすることが重要です。

II 障害に応じた指導上の配慮事項

1 視覚障害者である幼児・児童・生徒への配慮事項

視覚障害者である幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）は、視覚からの情報が十分に取り入れられず、情報量が少なくなりがちであるため、物事の認識が断片的になったり、曖昧になったりしやすくなります。

指導に際しては、身の回りの具体的な事物・事象や動作と言葉を結び付けて、基礎的な概念の形成を図ることが重要です。

教材・教具の使用に当たっては、児童・生徒等の見え方の状態を考慮し、効果的に学習できるようにするため、全盲の児童・生徒等に対しては主として触覚や聴覚を活用し、弱視の児童・生徒に対しては見えやすい条件を整えるなど主として視覚を活用した指導を行うことが大切です。

2 聴覚障害者である児童・生徒等への配慮事項

聴覚障害者である児童・生徒等は、聴覚からの情報が少ないことから、状況や場面によって言葉のもつ細かなニュアンスの違いなどの理解が難しいことがあります。

指導に際しては、聴覚障害者である児童・生徒等とそうでない児童・生徒等では、身体的発育には大きな違いは見られませんが、障害の程度によって心身の発育・発達には個人差があるため、児童・生徒等の発達の段階に応じた指導を系統的・計画的に行うことが必要です。

教材・教具の使用に当たっては、聴覚からの情報が少ないため、目で見て分かる映像資料やICT機器等の視覚教材を児童・生徒の発達の段階や実態に応じて工夫することが大切です。

3 肢体不自由者である児童・生徒への配慮事項

肢体不自由者である児童・生徒は、自分で身体を動かすことができる者から、日常生活のほぼ全てにおいて援助を必要とする者まで幅広く在籍していますが、日々の活動範囲が限られてしまうことは共通しており、社会経験の少ない児童・生徒が少なくありません。

指導に際しては、障害によりボディイメージをもちにくいことや、自分自身の障害理解と受容の程度が、自己の思春期に起こる身体の変化を理解したり受け入れたりすることに大きく影響する可能性があること等を踏まえ、児童・生徒一人一人に正しい知識を分かりやすく伝えることが必要です。

教材の使用に当たっては、児童・生徒が、ICT機器やコンピュータ等を積極的に活用し、経験の不足や偏りを補ったり、身体面の負担を少なく自分で操作をして体験できるように、既製の教材・教具に改良を加えて使いやすくしたりして、意欲的、効果的な学習ができるようにすることが大切です。

4 病弱者である児童・生徒への配慮事項

病弱者である児童・生徒に対しては、主治医等と連携して、健康の回復・改善を図り、生活の自己管理ができるようにする自立活動の指導とともに、各教科等の基礎的・基本的な学力の定着に努めており、病院内の分教室では、ベッドサイドでの授業も行っています。

指導に際しては、医師や看護師など医療機関のスタッフや家族と十分な連携を図るとともに、前籍校の担任・養護教諭や地域の医療機関・相談機関との連携が重要です。

教材・教具の使用に際しては、既製の教材・教具に改良を加えて使いやすくすることや身体面の負担を少なくするなど、運動制限等がある児童・生徒に考慮することが必要です。ICT機器等を積極的に活用し、経験の不足を補ったり、児童・生徒が自分で操作したりできるようにして、学習効果を高めることが大切です。

5 知的障害者である児童・生徒への配慮事項

知的障害者である児童・生徒は、習得した知識が生活に結び付きにくいことや、場面や状況を理解した上での適切な判断や行動が難しい場合が多いため、生活に結び付く具体的、実内容的な内容を指導内容に位置付け、個別指導計画に基づく個に応じた指導を丁寧に行う必要があります。

学習指導要領の各教科等の目標・内容から、児童・生徒の心身の発達の段階等に応じて、指導内容を選択・組織し、指導計画を作成します。

指導に際しては、児童・生徒一人一人の心身の発育・発達に応じて、日常生活の基礎的・基本的事項を身に付けさせるとともに、生命の尊さに気付かせ、相手や自分の立場を理解し、互いに協力して役割や責任を果たすことへの意欲や態度を育てることが重要です。

教材・教具の使用に当たっては、児童・生徒の発達の段階に応じて、補助具等を工夫するとともに、目的が達成しやすいように、スモールステップでの段階的な指導を行うなどして、児童・生徒の学習活動への意欲が育つよう指導することが大切です。

また、使用する教材が、学習指導要領の趣旨や内容を適切に踏まえたものとなっている

かを十分に確認することも必要です。

在籍する児童・生徒の状況から校長が判断し、学習指導要領に示されていない内容を指導する必要がある場合には、事前に学習指導案を保護者全員に説明し、保護者の理解・了解を得た児童・生徒を対象に個別指導（グループなど同時指導も可）を実施することなどが考えられます。

6 通常の学級や特別支援学級に在籍する特別な支援を要する児童・生徒への配慮事項

言語障害、情緒障害、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害など、特別な支援を要する児童・生徒に対しては、上記の各障害種への配慮事項をはじめ特別支援学校学習指導要領や教育支援資料（文部科学省 平成 25 年 10 月）等を活用し、個々の実態に応じた指導を行う必要があります。

Ⅲ 家庭・地域・関係機関との連携

特別支援学校における性教育を適切かつ効果的に行うためには、以下のような視点から、家庭や関係機関等の理解と協力を得るとともに、地域社会と連携して行われることが大切です。

1 全体計画・年間指導計画・個別指導計画の保護者への提示

全体計画・年間指導計画・個別指導計画は、保護者に提示し、性教育の目標・内容を保護者に十分に説明するとともに、保護者の願いや評価等を考慮して計画していくことが必要です。

2 授業参観等の実施

保護者や地域の関係者等の理解と協力を得るために、学校公開による授業参観や文化祭等の学校行事を利用して、積極的に理解・啓発活動を行うことが大切です。

また、家庭との連携を強化するためには、家族の願いを把握することや、学校行事での取組や保護者向けの講演会、保護者会の実施等が考えられます。

3 性被害防止等の情報提供・啓発活動

保護者の意識啓発を図るためには、夏季休業前などの時期を捉えて性被害防止等、生活指導上の問題を取り上げていくことが効果的です。

家庭との連絡帳や各種の便りにより、情報収集・提供を行い、保健の内容や実施後の児童・生徒の感想等も掲載して、家庭との連携を深めるなど、学校の考え方や取組と家庭教育を適切に結び付けることが重要です。

4 地域の情報収集

性に関わる問題行動の予防や指導に当たっては、地域の人々や関係機関との連携が不可欠なことから、日頃から地域の保健所、医療機関、警察、進路先や福祉施設等との連携を密にし、必要な情報を得ることが大切です。

また、日頃より主治医をはじめとする医療機関との連携を密にし、児童・生徒等の心身面の変化を見逃さず情報交換をし、整理して実践に役立てるようする必要があります。

特別支援学校（小学校・中学校・高等学校）に準ずる教育課程 性教育に関する主な学習内容

	小学部		中学部		高等部	留意点
	低学年	中学年	高学年			
生命尊重	生命の尊さ（道徳）				生物の進化と系統（生物）	<ul style="list-style-type: none"> ・本表は、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱の各障害種別特別支援学校において、小学校・中学校・高等学校に準ずる教育課程で学習する児童・生徒を対象として作成されており、後掲されている指導事例のうち、本表を基にしているものには、「対象」の欄に「（準）」と記している。 指導事例については、小学校・中学校・高等学校の実践編を参考とすることも有効である。 ・特別支援学級に在籍する児童・生徒や知的障害特別支援学校高等部の就業技術科等に在籍する生徒に対しては、次ページ「知的障害特別支援学校、知的障害を併せ有する教育課程及び自立活動を主とする教育課程」性教育に関する主な学習内容」と本表の両方を参考に編成する。 ・本表は学習指導要領で示されている各教科等の学習内容を学部別に示している。障害特性や障害の程度により該当学部以外の内容も指導する場合は、児童・生徒の生活年齢に十分配慮する。 また、上記の観点から小学部「社会的側面」の「自立活動」に関する指導内容については、児童・生徒の実態や課題に応じ、必要な学部・学年段階で学習内容を設定する。 ・性教育の指導に関しては、学級や学習グループ全体で行う指導とともに、個々の課題等に応じた個別の指導が重要である。全体指導では指導することが困難な内容も、児童・生徒の障害の状態や特性及び心身の発達段階等に応じて保護者理解を得ながら、個別指導等を行うことが必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> 自分自身の成長（生活） 健康な生活（体育・保健領域） ・体の清潔 体の発達（体育・保健領域） ・体の発育・発達 ・思春期の体の変化 	<ul style="list-style-type: none"> 病気の予防（体育・保健領域） ・病原体が主な要因となつて起こる病気の予防 	<ul style="list-style-type: none"> 健康な生活と疾病の予防（保健体育・保健分野） ・エイズ及び性感染症の予防 心身の機能の発達と心の健康（保健体育・保健分野） ・生涯に関わる機能の成熟 	<ul style="list-style-type: none"> 現代社会と健康（保健） ・健康の保持増進と疾病の予防 生涯を通じる健康（保健） ・生涯の各段階における健康 		
生物的側面	基本的な生活習慣の形成（特別活動）					<ul style="list-style-type: none"> 現代社会と健康（保健） ・精神的健康 人の一生と家族・家庭及び福祉（家庭） ・青年期の自立と家族・家庭 酒心と成長及び健康安全（特別活動・ホームルーム活動） ・青年期の悩みや課題とその解決
	<ul style="list-style-type: none"> 事例1 P.118 	<ul style="list-style-type: none"> 心の健康（体育・保健領域） ・心の発達 ・不安や悩みなどへの対処 	<ul style="list-style-type: none"> 心身の機能の発達と心の健康（保健体育・保健分野） ・精神機能の発達と自己形成 ・欲求やストレスへの対処と心の健康 	<ul style="list-style-type: none"> 事例2 P.120 思春期の不安や悩みの解決、性的発達への対応（特別活動） 		
心理的側面	情緒の安定（自立活動 心理的な安定）					<ul style="list-style-type: none"> 生涯を通じる健康（保健） ・生涯の各段階における健康 人の一生と家族・家庭及び福祉（家庭） ・青年期の自立と家族・家庭 生理の生活設計（家庭） ・ライフスタイルと生活設計 現代社会と人間としての在り方（現代社会） ・青年期と自己の形成 情報社会の課題と情報リテラシー（情報） ・情報化が社会に及ぼす影響と課題 適応と成長及び健康安全（特別活動・ホームルーム活動） ・男女相互の理解と協力 心身の健康と健全な生活態度や規律ある習慣の確立（特別活動） ・SNS等による被害・加害防止
	<ul style="list-style-type: none"> 他者とのかかわりの基礎（自立活動 人間関係の形成） 友情・信頼（道徳） 家族愛・家庭生活の充実（道徳） よりよい人間関係の形成（特別活動） 	<ul style="list-style-type: none"> 他者の意図や感情の理解（自立活動 人間関係の形成） 自己の理解と行動の調整（自立活動 人間関係の形成） 相互理解・寛容（道徳） 	<ul style="list-style-type: none"> 心身の健康（体育・保健領域） ・心の発達 ・不安や悩みなどへの対処 	<ul style="list-style-type: none"> 心身の機能の発達と心の健康（保健体育・保健分野） ・精神機能の発達と自己形成 ・欲求やストレスへの対処と心の健康 		
社会的側面	他者とのかかわりの基礎（自立活動 人間関係の形成）					<ul style="list-style-type: none"> 心身の機能の発達と心の健康（保健体育・保健分野） ・精神機能の発達と自己形成 ・欲求やストレスへの対処と心の健康
	<ul style="list-style-type: none"> 事例1 P.118 	<ul style="list-style-type: none"> 心身の健康（体育・保健領域） ・心の発達 ・不安や悩みなどへの対処 	<ul style="list-style-type: none"> 心身の機能の発達と心の健康（保健体育・保健分野） ・精神機能の発達と自己形成 ・欲求やストレスへの対処と心の健康 	<ul style="list-style-type: none"> 心身の機能の発達と心の健康（保健体育・保健分野） ・精神機能の発達と自己形成 ・欲求やストレスへの対処と心の健康 		

特別支援学校（知的障害特別支援学校、知的障害を併せ有する教育課程及び自立活動を主とする教育課程） 性教育に関する主な学習内容

	小学部		中学部		高等部
	低学年	中学年	高学年		
生命尊重	生命の尊さ（道徳）				
	健康な生活に必要な事柄の理解（体育1段階）	健康な生活に必要な事柄の実践（体育2段階）	健康や身体の変化の理解（体育3段階） 事例4 P.124	体の発育・発達やけがの防止、疾病の予防（保健体育2段階）	生活に必要な健康・安全に関する事項の理解（保健体育2段階）
生物的側面		基本的な生活習慣の形成（自立活動・日常生活の指導・生活単元学習） 事例3 P.122		基本的な生活習慣の確立（自立活動・日常生活の指導）	場に応じた適切な生活習慣の確立（自立活動・日常生活の指導）
		体の発達・心理的変化（特別活動）	心の健康・異性への関心（特別活動）	自分の成長と家族・家庭生活と役割（職業・家庭1～2段階）	家族の役割理解と家庭づくりの役割実践（家庭2段階）
心理的側面	情緒の安定（自立活動 心理的な安定）			思春期の不安や悩みへの解決、性的発達への対応（特別活動） 事例5 P.126	青年期の悩みや課題とその解決（特別活動）
	他者とのかわりの基礎（自立活動 人間関係の形成）	他者の意図や感情の理解（自立活動 人間関係の形成）	自己の理解と行動の調整（自立活動 人間関係の形成）	心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成（特別活動） 事例6 P.128	生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立（特別活動）
社会的側面	友情・信頼（道徳）			健康・安全についての課題把握、工夫点の他者への伝達（保健体育2段階）	心身の発育・発達に応じた適切な行動の理解（保健体育2段階）
	家族愛・家庭生活の充実（道徳）			衣服の着用と手入れ（職業・家庭1～2段階） 事例7 P.130	健康管理や余暇の過ごし方の理解（職業・家庭2段階）
	身近な人との関わり（生活3段階）				情報の取扱いに関するさまじやマナーの理解と美習（情報2段階）
		相互理解・寛容（道徳）			適応と成長及び健康安全（特別活動・ホームルーム活動） ・男女相互の理解と協力
		よりよい人間関係の形成（特別活動）		事例8 P.132 事例9 P.134	・知的障害のある児童・生徒は、学級や学習グループなど集団での一斉指導では、その学習内容を十分に理解することが困難な場合も多く見られる。そのため、必要に応じて保護者の理解を得ながら、個別指導を行うことも重要なポイントとなる。また、ICT機器や絵カード・写真などの視覚的教材を使用することで、児童・生徒の学習内容理解と定着が一層図られるようにする。

留意点

・本表は、知的障害特別支援学校またはその他の障害種別の特別支援学校において、知的障害を併せ有する教育課程及び自立活動を主とする教育課程で学習する児童・生徒を対象として作成しており、後掲されている指導事例のうち、本表を基にしているものには、「対象」の欄に「(知)」と記している。

・特別支援学校学習指導要領に示されている知的障害特別支援学校の各教科等の学習内容は、その障害特性から学年別ではなく段階別に示されている。(小学部3段階、中学部2段階、高等部2段階)

・本表では、小学部の学習内容を低学年は1段階、中学年は2段階、高学年は3段階として示しているが、この区分に関わらず、児童・生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、学習内容を編成する。

また、上記の観点から小学部の「社会的側面」に示した「自立活動」に関する指導内容については、児童・生徒の実態や課題に応じ、必要に応じて、学年段階で学習内容を設定する。

・特別支援学級に在籍する児童・生徒や知的障害特別支援学校高等部の就業技術科等に在籍する生徒に対しては、本表と前ページ「特別支援学校（小学校・中学校・高等学校に準ずる教育課程）性教育に関する主な学習内容」の両方の内容を参考に指導計画を編成することが望ましい。

・知的障害のある児童・生徒は、学級や学習グループなど集団での一斉指導では、その学習内容を十分に理解することが困難な場合も多く見られる。そのため、必要に応じて保護者の理解を得ながら、個別指導を行うことも重要なポイントとなる。また、ICT機器や絵カード・写真などの視覚的教材を使用することで、児童・生徒の学習内容理解と定着が一層図られるようにする。

指導事例 1 健康診断を受けよう

対象：(準) 小学部第 1 学年

教科・領域等：特別活動

1 教育課程上の位置付け

特別活動・学級活動

小学校学習指導要領

(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

小学部又は中学部の特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第 6 章又は中学校学習指導要領第 5 章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 学級活動においては、適宜他の学級や学年と合同で行うなどして、少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする必要があること。
- 2 児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

2 題材設定の理由

児童の中には健康診断や医師による診察に恐怖心や抵抗感をもち、適切に健康診断を受けることができない場合がある。

入学後間もないこの時期に、保健室や養護教諭との良好な関係を築き、落ち着いて保健室の利用ができるようにすることが重要である。また、健康診断実施の前に保健室を活用した事前学習を行うことで、見通しをもち落ち着いて健康診断を受けられるようになることも目的としている。

保健室の利用や養護教諭や医師の観察を抵抗感なく受け入れられるようになることで、自分の体や健康状態に意識を向け、健康な学校生活につなげるため、本単元を設定した。

3 指導計画

時	ねらい	学習内容	評価規準
1 本時	・健診の受診方法や流れを理解する。	・病院や健診に関係する絵本などを見る。 ・保健室を来室し、模擬健診を受ける。	・健診を受けることの見通しをもっている。

4 本時の指導

(1) 指導のねらい

- ・落ち着いて模擬健診に取り組むことができるようにする。
- ・健診を受ける姿勢を一定時間とることができるようにする。

(2) 学習方法

- ・教室で病院や医師の出てくる絵本を見る。
- ・医師をイメージさせるような服装をした養護教諭から、実際の健診の流れに沿って模擬健診を受ける。

(3) 評価規準

- ・落ち着いて保健室を訪問し、模擬健診を受けている。

(4) 指導上の配慮事項

- ・嫌がる児童には無理をしないようにする。
- ・児童の腹部や胸部には直接触れないようにする。必要な場合はゴム手袋を付け、器具等はその都度消毒するなどし、衛生面に注意する。
- ・児童の実態に応じて、スモールステップで事前指導を行う。

(5) 展開

時間	学習内容・活動	教師の支援	評価規準
導入	1 教室で病院や健診に関する絵本などを見る。 2 保健室で模擬健診を受けることを知る。 3 廊下に整列し、保健室へ移動する。	○児童とともに保健室のドアをノックし、挨拶をする。	
展開	4 担任とともに保健室に来室し、養護教諭に挨拶する。 5 保健室に入室し、順番に模擬検査用のベッドに横になる。 ・横になり、姿勢をまっすぐにする。 ・上着をめくり胸部を出す。 ・ベッド上で5まで数える。 6 医師役の養護教諭にお礼を言う。	○「心電図検査」の絵カードを示し、練習内容を伝える。 ○養護教諭は白衣を着用をする。 ○活動内容は児童に応じて変更する。 ○上着をめくるときはカーテンを引き、胸部にはタオルをかける。 ○数える長さは、児童によって調整する。 ○わずかな時間でもベッドで横になれたことを賞賛する。	●落ち着いて保健室を訪問し、模擬健診を受けている。
まとめ	7 健康診断の日程を確認する。	○当日も安心して健診が受けられるよう自信をもたせられるように本時で頑張ったことを伝える。	

指導のポイント

導入の工夫

- ・普段から保健室への親しみをもたせておくようにする。

使用する教材

- ・保健室の写真、検査器具、検査器具の写真、絵本、くすぐり遊び教材を準備する。

個別指導、個人差への配慮

- ・必要に応じて、個別指導により健診への抵抗感を軽減できるようにする。
- ・健診を待つ児童に対しては、病院等での過ごし方を意識し、待ち方について指導する。

障害種別に応じた配慮事項

●視覚障害

- ・検査器具に触れ、イメージがもてるようにする。
- ・事前に保健室内の環境を把握し、安全に入室できるようにする。

●聴覚障害

- ・実物のほか、絵カード等で活動の意図を理解し見通しがもてるようにする。

●肢体不自由

- ・車いすからベッドへの移乗の際は、安全に留意する。

●病弱

- ・入院中の児童については、病院と連携し検査や治療等への不安を和らげるような指導を行う。

指導事例2 ストレスへの対処

対象：(準) 中学部第1学年

教科・領域等：保健体育科

1 教育課程上の位置付け

保健体育科・保健分野「心身の機能の発達と心の健康」

中学校学習指導要領

心身の機能の発達と心の健康について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 心身の機能の発達と心の健康について理解を深めるとともに、ストレスへの対処をすること。

(ア) 身体には、多くの器官が発育し、それに伴い、様々な機能が発達する時期があること。また、発育・発達の時期やその程度には、個人差があること。

(イ) 思春期には、内分泌の働きによって生殖に関わる機能が成熟すること。また、成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となること。

(ウ) 知的機能、情意機能、社会性などの精神機能は、生活経験などの影響を受けて発達すること。また、思春期においては、自己の認識が深まり、自己形成がなされること。

(エ) 精神と身体は、相互に影響を与え、関わっていること。欲求やストレスは、心身に影響を与えることがあること。また、心の健康を保つには、欲求やストレスに適切に対処する必要があること。

イ 心身の機能の発達と心の健康について、課題を発見し、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現すること。

2 単元設定の理由

体の変化とともに心も変化していく思春期に、心と体は相互に影響し合っていることやストレスは心身に影響を与えることがあることを理解することで、ストレスに適切に対処し、心の健康を保つことができるようになるために、本単元を設定した。

3 単元計画 (10時間扱い)

時	ねらい	学習内容	単元の評価規準
1～4	<ul style="list-style-type: none"> 心身の機能は生活経験などの影響を受けながら年齢とともに発達することについて理解できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 身体機能の発達、生殖に関わる機能の成熟について知る。 	<ul style="list-style-type: none"> 心身の機能の発達と心の健康について理解を深めるとともに、ストレスへの対処をすることができる。
5～10 本時 (6時間目)	<ul style="list-style-type: none"> 心の健康を保持増進する方法についても理解できるようにする。 ストレスへの対処ができるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 精神機能の発達と自己形成、欲求やストレスへの対処と心の健康について知る。 	<ul style="list-style-type: none"> 心身の機能の発達と心の健康について、課題を発見し、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現することができる。 生涯を通じて心身の健康の保持増進を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を身に付けている。

4 本時の指導 (全10時間中6時間目)

(1) 指導のねらい

- ・ストレスへの適切な対処と心の健康について、課題の解決に向けての話合いや意見交換などの学習活動に意欲的に取り組ませる。
- ・心の健康を保つためには、適切なストレス解消方法を身に付ける必要があることを理解することができる。

(2) 学習方法

- ・自分自身の考えや体験について話し合う。
- ・ワークシートや絵カードにより、視覚的に理解する。

(3) 評価 規準

- ・ストレスが心身に与える影響について理解している。
- ・欲求やストレスに適切に対処する方法を身に付けている。

(4) 指導上の配慮事項

- ・生徒一人一人に合わせて、ワークシートを活用したり、発言させたりするようにする。
- ・障害があるために生ずる生徒の悩みや葛藤を予測し、それを乗り越えられるようなる指導や支援を行う。
- ・イライラしたり、落ち込んだりすることは、誰にでもあることを踏まえる。

(5) 展開

時間	学習内容・活動	教師の支援	評価規準
導入	1 最近、イライラしたり、落ち込んだりしたことについて、自分の経験を思い出し、発言する。	○生徒の発言をもとに板書する。	
	2 イライラしたり、落ち込んだりした原因を考える。	○発言ができない生徒に対して、具体例を挙げて発言を促す。	
展開	ストレスとはどのようなものでしょうか。		
	3 ストレスについて絵カードを見て理解する。	○具体的な例を絵カードで示す。	
	思春期の心身の発達と欲求やストレスについて考えてみよう。		
	4 思春期はストレスを感じやすい時期であることを理解する。	○ストレス=悪いイメージをもちやすいが、成長に必要なストレスもあることを伝える。	●ストレスが心身に与える影響について理解している。
まとめ	5 ストレスを解消するための方法を考え、発表したり、意見交換をしたりする。	○生徒の発言をしっかり聞き取り、板書する。 ○今後、ストレスマネジメントの学習することを伝える。	●欲求やストレスに適切に対処する方法を身に付けている。

指導のポイント

導入の工夫

- ・今までの自分自身を振り返り、実体験を語るができるようにする。

使用する教材

- ・絵カード、ワークシートを準備する。
- ・SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料「自分を大切にしよう」（東京都教育委員会平成30年2月）のDVD教材を活用することもできる。

個別指導、個人差への配慮

- ・生徒の障害を起因とするストレスと、それ以外のものについて配慮する。

障害種別に応じた配慮事項

●視覚障害

- ・場面ごとの心の状況を粘土等で生徒に表現させることによって、イメージを実感させる。

●聴覚障害

- ・ストレスとはどのような状態なのか、イラスト等で具体的なイメージが共有できるようにする。

●肢体不自由

- ・ワークシートへの記入が困難な場合は、視線入力やタブレット端末等のICT機器を活用する。

●病弱

- ・入院中は、制限された環境内で可能な外レスへの対処方法を考える。
- ・治療等、受け入れなければならないストレスもあることを考慮する。

指導事例3 宿泊的行事の事前学習—風呂に入ろう—

対象：(知) 小学部第4学年

教科・領域等：生活単元学習

1 教育課程上の位置付け

生活単元学習「宿泊的行事の事前学習—風呂に入ろう—」

2 単元設定の理由

小学部のこの時期は、身長や体重の増加など身体面の変化に驚きや戸惑いを感じる事が多く、精神面でも自我の発達や児童によっては男女差について意識することも出てくる。また、学校生活面では、宿泊的行事を経験し、入浴や布団敷きなど身の回りのことを自分で行う経験もするようになる。

本単元では、生活上重要ではあるが、学校生活の中では指導しにくい入浴について、服の脱ぎ着や体の洗い方など、入浴の手順を実践しながら指導する。入浴体験では、男女別々に学習することで、男女の違いや異性を尊重する態度についても意識できるようにしていきたい。

自分の身の回りのことについて一人でできることを増やすとともに、学校を離れた場で友達とともに一日の生活を経験し、自信をもって行動できるようになることを目指して、本単元を設定した。

3 単元計画（3時間扱い）

時	ねらい	学習内容	単元の評価規準
1	・体の部位を理解する。	・乾布摩擦を取り上げ、入浴時に洗う部位を確認したり、体洗いの練習をしたりする。	・指示や手本に従い、体の各部位に触れている。 ・学習に楽しんで取り組んでいる。 ・宿泊的行事や入浴の見通しをもって取り組んでいる。
2	・宿泊的行事で入浴することが分かり、楽しみにする。	・入浴の歌を歌ったり、体洗いの練習をしたりする。 ・入浴順や持ち物の確認をする。	・持ち物が分かり、自分で準備している。 ・落ち着いて入浴の準備をしている。
3 本時	・入浴の仕方が分かり自分で入浴する。	・入浴体験をする。	・安全に入浴している。 ・自分で体洗いや服の着脱している。

4 本時の指導（全3時間中の3時間目）

(1) 指導のねらい

- ・入浴に関する一連の流れが分かり、体洗いや入浴している。
- ・友達や教員と一緒に落ち着いて活動している。

(2) 学習方法

- ・生活訓練室を利用した部屋での過ごし方や入浴の仕方を体験する。

(3) 評価 規準

- ・入浴の順番が分かり、体洗いや入浴をしている。
- ・一定時間友達や教員と共に過ごしている。

(4) 指導上の配慮事項

- ・入浴指導中は、浴室の管理を徹底し、複数教員による確認体制等により、児童の安全やプライバシーの管理に十分留意する。
- ・児童の体調把握を確実にいき、体調不良や生理中の児童は実施せず部屋で別の学習を行う。
- ・脱衣室、浴室での安全管理のため、事前に担当する児童の確認を確実にいく。
- ・児童が楽しい気持ちで入浴し、洗う部位や洗う時間の長さを理解できるよう、「入浴の歌」を歌いながら体を洗わせるようにする。
- ・人権教育プログラム（学校教育編）（東京都教育委員会 平成31年3月）のp83からの事例やp163からの参考資料を参照し、性的指向・性自認に係る児童・生徒にきめ細かに対応する。

(5) 展開

時間	学習内容・活動	教師の支援	評価規準
導入	(教室で実施) 1 宿泊的行事の歌を歌う。 2 入浴の準備をする。	○入浴の道具を持って集合するよう指示する。 ○宿泊的行事の事前指導で使用している絵カードを使用する。 ○入浴の歌の歌詞カードを提示する。	
展開	順番を守って、風呂に入ろう。		
	(生活訓練室等で実施) 3 部屋別に集合する。 4 入浴するグループの順番を確認する。 5 荷物を確認する。 6 入浴する。 (他の児童は別室で待機)	○入浴グループを表にし、児童の顔写真カードを貼って発表する。 ○実際の宿泊活動時と同数の教員が付き添い、入浴時の安全に配慮する。 ○待機する児童は荷物の確認などをして落ち着いて過ごすことができるようにする。	●入浴の順番が分かり、体洗いや入浴をしている。 ●一定時間友達や教員とともに過ごしている。
まとめ	7 感想を発表する。 ・各クラスの代表者が感想を発表する。	○体の洗い方や入浴の仕方が特によかった児童を発表する。	

指導のポイント

導入の工夫

- ・毎回導入時に宿泊的行事の歌を歌うことで、活動への見通しや期待感をもてるようにする。

使用する教材

- ・歌詞カード、入浴の絵カードを準備する。

個別指導、個人差への配慮

- ・入浴できない児童や支援の必要な児童には個別で付き添う。

障害種別に応じた配慮事項

●視覚障害

- ・脱衣かごにマークを付けたり、服にボタンを付けたりするなどして自分で脱衣しやすくする。

●聴覚障害

- ・洗う部分の身体部位を提示する視覚教材を用いる。

●肢体不自由

- ・お湯や浴室の温度を適温に管理し、身体的負担を軽減する。

●病弱

- ・入院中の児童の場合は、病院での生活や身辺整理等の指導に代えて指導する。

指導事例4 健康や体の変化の理解

対象：(知) 小学部高学年

教科・領域等：体育科

1 教育課程上の位置付け

体育科・保健

特別支援学校小学部学習指導要領

1 段階

健康な生活に必要な事柄について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 教師と一緒に、うがいなどの健康な生活に必要な事柄をすること。
- イ 健康な生活に必要な事柄に気づき、教師に伝えること。

2 段階

健康な生活に必要な事柄について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 教師の支援を受けながら、健康な生活に必要な事柄をすること。
- イ 健康な生活に必要な事柄に慣れ、感じたことを他者に伝えること。

3 段階

健康な生活に必要な事柄について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 健康や身体の変化について知り、健康な生活に必要な事柄に関する基本的な知識や技能を身に付けること。
- イ 健康な生活に必要な事柄について工夫するとともに、考えたことや気付いたことなどを他者に伝えること。

2 単元設定の理由

本単元では、自分の体について調べたり確かめたりしながら、生涯にわたって健康な生活を送るための基礎的な事項を学ぶことを目指す。児童が実践している手洗いやうがい等の基本的な生活習慣を、清潔や感染予防の視点からも考えられるようになってほしい。

また、小学部高学年の児童の中には、初経や精通を経験する児童も出てくる。月経や精通の基本的な仕組みを学習し、対処の方法を知ること、二次性徴期に伴う心身の変化への不安をできるだけ少なくしたいと考え、本単元を設定した。

3 単元計画（6時間扱い）

時	ねらい	学習内容	単元の評価規準
1 2	・自分にとっての健康を考え、基本的な生活習慣への意識を高める。	・「食事、排せつ、睡眠」の生活習慣三要素について知る。	・生活習慣と健康の関係について理解している。 ・清潔な生活を送ることの大切さを理解している。
3 4	・正しい手洗いの方法、歯磨きの役割及び体を清潔にすること等を学習し、清潔な生活を送る大切さを知る。	・正しい手洗いの方法を知る。 ・歯みがきの役割を知る。 ・感染症の予防について知る。	
5 本時	【女子】 ・月経について知り、適切に対応する。 【男子】 ・精通について知り、適切に対応する。	【女子】 ・月経の仕組みや月経時の症状と対応方法を知る。 【男子】 ・精通の仕組みを知る。	・月経の仕組みを知り、月経時の過ごし方や手当について理解している。 ・プライベートゾーン、他者との距離の取り方について理解している。
6		【共通】 ・男女の体の成長と違い、プライベートゾーン、他者との距離の取り方について知る。	

4 本時の指導【女子の指導例】（全6時間中の5時間目）

(1) 指導のねらい

月経の仕組みや第二性徴に伴う体の変化、月経時に起こる症状やその対応方法を理解する。

(2) 学習方法

- ・イラスト等をもとに視覚的に理解を促す。
- ・話し合いを通して、自分の体や性について主体的に考える時間を設定する。
- ・まとめて絵本の読み聞かせを行う。

(3) 評価 規準

- ・月経の仕組みや適切な対応について理解している。
- ・自分の体の変化を肯定的に捉え、生活に見通しをもとうとしている。

(4) 指導上の配慮事項

- ・指導内容や教材について、あらかじめ保護者に情報提供し、理解を得る。
- ・児童によって記憶に残った内容や表現を、場所や状況を問わず言葉にすることがあるため、あらかじめ、話題にしてもよい場所や相手を具体的に伝える。
- ・体の発達には個人差があり、他人と比べる必要はないことを伝える。
- ・障害の状態や治療の影響等により、個々に成長の発達が異なることに配慮する。

(5) 展開

指導のポイント

時間	学習内容・活動	教師の支援	評価規準
導入	1 体が成長していることを確認する。	○小学部1年生から伸びた身長分を紙テープで見せ、身長が伸びたかを視覚で分かるように示す。	
展開	2 体が成長（第二性徴期）していることを確認する。 3 月経の症状と対応について知る。	○女性は小学部の高学年頃から、第二性徴期があり、月経が始まることを話す。 ○月経や体の成長について不安な時は相談に来てよいことを伝え、安心させる。	●月経の仕組みや適切な対応について理解している。
	手当の仕方や気を付けることについて考えよう。		
まとめ	4 月経中の手当の仕方や、気を付けることについてグループで考える。	○初めて月経になる時期や手当の方法は個人差があることを伝える。	
	5 絵本等の話を聞いて、落ち着いた気分で体の変化を肯定的に振り返る。	○児童の机の前で座りながら、ゆっくり絵本を読む。 ○学習した女性の大事な体の話は、簡単に人に話さないこと、場所と相手を選ぶことを伝える。	●自分の体の変化を肯定的に捉え、生活に見通しをもとうとしている。

導入の工夫
・どの児童にも体の成長、心の成長が見られることを確認する。

使用する教材
・イラスト、ブランクット、湯たんぽ、ポーチを準備する。

個別指導、個人差への配慮
・担任と養護教諭が連携して、個別指導を行う。
・思春期早発等により、第二性徴期が著しく早期に発現したり、遅れたりする場合があることに配慮する。

障害種別に応じた配慮事項

●視覚障害

- ・月経用ナプキンを触察し、形状や構造を理解させ、実際に色水とスポイト等を用いて中央部分が固まることを理解させる。

●聴覚障害

- ・学習内容について、話す時や場所等のマナーを具体的に指導する。

●肢体不自由

- ・月経中の手当では、自分で行うことが困難な場合は、信頼できる人に依頼できるように指導する。

●病弱

- ・児童の精神状態や治療の状況に配慮するため医師と連携して指導時期や内容を検討する。

指導事例5 自分らしさをみつけよう

対象：(知) 中学部第1学年

教科・領域等：特別活動

1 教育課程上の位置付け

特別活動・学級活動

中学校学習指導要領

(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

ウ 思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応

心や体に関する正しい理解を基に、適切な行動をとり、悩みや不安に向き合い乗り越えようとする。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

小学部又は中学部の特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第6章又は中学校学習指導要領第5章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 学級活動においては、適宜他の学級や学年と合同で行うなどして、少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする必要があること。
- 2 児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

2 単元設定の理由

思春期は体が変化するとともに、心も変化していく。また、この時期には、障害受容が難しかったり自己肯定感が低かったりする生徒がいる場合もある。自分自身の変化を感じ、受け止め、自分らしさを表現できるようにしてほしいと願い、本単元を設定した。

3 単元計画（2時間扱い）

時	ねらい	学習内容	単元の評価規準
1	・思春期の体と心の変化を知る。	・体と心がどう変わっていくか、理解する。	・思春期の体と心の変化について理解している。 ・自分自身の体と心の変化に気付いている。
2 本時	・自分らしさについて知る。	・自分の長所や個性を見付ける。	・自分らしさを見付け、発表している。

4 本時の指導（全2時間中の2時間目）

(1) 指導のねらい

- ・自分自身の長所や個性を見付け、互いに認め合い、かけがえのない一人としての認識をもつことができるようにする。

(2) 学習方法

- ・ワークシートなどを用いて、自分や友達の良いところについて互いに発表し合う。

(3) 評価規準

- ・友達の長所を、見付けている。
- ・自分自身の長所を一つ以上、見付けている。

(4) 指導上の配慮事項

- ・意見を発表する際には、個々の生徒の実態に即した方法を検討し、発語のほかに文字盤やICT機器を活用して発表できるように配慮する。
- ・本人の障害について理解を深められるよう、自立活動と連携して行う。
- ・自己肯定感を高められるような言葉掛けに配慮する。

(5) 展開

時間	学習内容・活動	教師の支援	評価規準
導入	1 本時の学習を知る。	○自分自身の心の変化を感じ、受け止め、自分らしさを表現することが大切であることを伝える。	
展開	自分らしさを伝えよう。		
	2 友達のよいところを見付け、ワークシートに書き出す。	○具体的な表現の例を示し、友達の良いところを見付けやすくする。	●友達の長所を見付けている。 ●自分自身の長所を一つ以上、見付けている。
	3 自分のよいところを見付け、ワークシートに書き出す。	○否定的な記述の生徒には肯定的な言葉に変えて伝える。	
	4 自分のよいところを発表する。	○友達に見付けてもらった良いところについても発表するよう伝える。	
	5 友達のよいところを聞く。	○友達の意見に反論しないことを確認する。	
6 個性の大切さを伝える内容の詩や絵本を聞き、一人一人良いところがあり、違うことを理解する。	○詩や絵本の朗読を、静かに聞かせる。		
まとめ			

指導のポイント

導入の工夫

- ・一人一人に言葉をかけながら、作業させる。
- ・深刻に考えこまず、気楽に、ワークシートに記入できる雰囲気をつくる。

使用する教材

- ・ワークシート、便箋
- ・詩集、絵本等を準備する。

個別指導、個人差への配慮

- ・個々に出された質問等に、その場で答えられないものには、あとで個別に話をする時間を設ける。
- ・体と心の変化で、気になることがある生徒に対しては、個別に話を聞くことを伝え、個別指導を行う。

障害種別に応じた配慮事項

●視覚障害

- ・聴覚情報のみで誤ったイメージをもたないよう、補足説明を適宜し、言葉の的確な概念形成を促す。

●聴覚障害

- ・話し方や表情など外見上の長所だけでなく、行動や態度などにも注目するように助言する。

●肢体不自由

- ・ワークシートへの記入が困難な場合は、視線入力やタブレット端末等ICT機器を活用する。

●病弱

- ・肯定的な発言が難しい生徒には、他者の発表を聞く活動を中心に、生徒の反応を大切にす。

指導事例 6 リラックスしよう

対象：(知) 中学部第1学年

教科・領域等：特別活動

1 教育課程上の位置付け

特別活動・学級活動

中学校学習指導要領

(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

節度ある生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

小学部又は中学部の特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第6章又は中学校学習指導要領第5章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 学級活動においては、適宜他の学級や学年と合同で行うなどして、少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする必要があること。
- 2 児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

2 題材設定の理由

障害により、体を思いどおりに動かせないもどかしさを感じたり、自分の思いを上手に伝えられずストレスを感じたりする生徒も少なくない。また、思春期を迎えた生徒は、体や心の変化により、ちょっとしたことが刺激になり、憂鬱になったりイライラしたりすることもある。

「リラックスする」という実体験を通して、ストレスマネジメント力を身に付け、将来、ストレスに対処できるようにするため、本単元を設定した。

3 指導計画

時	ねらい	学習内容	評価規準
1 本時	・心と体をリラックスさせる方法を知る。	・ストレスへの対処法の獲得に向け、自分の気持ちを落ち着かせるリラクセーションの方法を知る。	・呼吸法やストレッチにより、リラックスしている。

4 本時の指導

(1) 指導のねらい

- ・ストレスを感じたとき、自分自身で考え、行動できるようにする。
- ・リラックスすることで、心に余裕が生まれることを体験できるようにする。

(2) 学習方法

- ・落ち着いた音楽を聴き、呼吸法やストレッチを行う。

(3) 評価 規準

- ・呼吸法やストレッチによりリラックスしている。

(4) 指導上の配慮事項

- ・環境の変化に敏感な生徒もいるため、導入時には、照明を落としたり音楽をかけたりすることを丁寧に伝える。

(5) 展開

時間	学習内容・活動	教師の支援	評価規準
導入	1 耳を澄まし、落ち着いた音楽に耳を傾け、目を閉じる。	○静かに見守る。目を閉じることに抵抗がある生徒には、無理に促さないようにする。	
	2 「リラックス」と聞いて、思い浮かぶことを発言する。	○生徒の発言を板書し、全体で共有できるようにする。	
展開	リラックスしよう。		
	3 呼吸法を体験する。	○生徒のそばに寄り添い、呼吸を合わせながら言葉掛けをする。	●呼吸法やストレッチをし、リラックスしている。
4 肩のストレッチを実際に行う。	○手や肩を思ったとおりに動かせない生徒にはサポートをする。		
まとめ	5 今日の体験の感想を交えながら、リラックスした状態の心境を発表する。	○生徒の発言を板書し、全体で共有できるようにする。 ○クラスメイトの発言に対し、否定的な言葉を使わないよう指導する。	

指導のポイント

導入の工夫

- ・照明を落とし、落ち着いた雰囲気をつくる。

使用する教材

- ・CDプレイヤーなどの音響機材や自然風景等の動画を準備する。

個別指導、個人差への配慮

- ・薄暗い環境や音が苦手な生徒は、座席の位置を配慮する。
- ・生徒の実態に合わせて、ボールプール等の活用も有効である。

障害種別に応じた配慮事項

●視覚障害

- ・ストレッチの模倣は難しいため、言葉で動作を明確に伝えたり、補助したりして、体の動きをイメージできるようにする。

●聴覚障害

- ・音楽の代わりに、触ってリラックスできるものや自然風景の動画等の映像を用意する。

●肢体不自由

- ・必要に応じ、車いすからマット等に降りて活動する。
- ・自立活動の指導として扱うことも考えられる。

●病弱

- ・入院中の生徒の場合は、入院環境でできる活動や動作を工夫する。

指導事例7 身だしなみを整えよう

対象：(知) 中学部第2学年

教科・領域等：職業・家庭

1 教育課程上の位置付け

職業・家庭科

特別支援学校中学部学習指導要領

B 衣食住の生活

1 段階

ウ 衣服の着用と手入れ

衣服の着方や手入れの仕方などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 場面に応じた日常着の着方や手入れの仕方などについて知り、実践しようとする事。

(イ) 日常着の着方や手入れの仕方に気付き、工夫すること。

2 段階

エ 衣服の着用と手入れ

衣服の手入れや洗濯の仕方などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 日常着の使い分けや手入れの仕方などについて理解し、実践すること。

(イ) 日常着の快適な着方や手入れの仕方を考え、工夫すること。

2 単元設定の理由

中学部段階の生徒は、自分なりの見方や考え方が強まり、服装等へのこだわりも見られるようになる。一方、体の成長とともに年齢に見合った服装やマナーが求められるようになる。

身だしなみや場面に合った好ましい服装について考え、実践することで、自分らしさを大事にしながらか身だしなみについて学ぶことができるようにするため、本単元を設定した。

3 単元計画（5時間扱い）

時	ねらい	学習内容	単元の評価規準
1	・自分の姿を客観的に捉えようとする。	・鏡の見方、チェックポイントを知る。	・自分の身だしなみを確認している。
2 3 本時	・身だしなみの整え方を知り実践する。	・髪型、洗顔、爪、服装の整え方を知る。	・必要な道具の使い方を理解している。 ・実際に身だしなみを整えている。
4 5	・生活場面に応じた服装や季節を考えた服装を知る。	・場面に応じた服装を選択する。	・季節や生活場面を考慮した服装を理解している。 ・実際の着用を考えて服装を選択している。

4 本時の指導（全5時間中の3時間目）

(1) 指導のねらい

- ・身だしなみの整え方を知り、実践できるようにする。
- ・自分の服装や顔、髪型などに注意を向けようとする事ができる。

(2) 学習方法

- ・実践を通して身だしなみの整え方を学習する。
- ・写真により客観的に自分自身の身だしなみについて考えることができるようにする。

(3) 評価規準

- ・身だしなみの整え方を理解している。
- ・実際に身だしなみを整えている。

(4) 指導上の配慮事項

- ・男女差のある服装については、一般的な内容で指導し、具体的な整え方や衣服の選択は個人の状況に応じて行う。
- ・衣服や髪型を整える際は、基本的に自身で行うよう指導する。支援が必要な場合は同性の教員等が行い、生徒間で身だしなみを確認する際も同性同士で行うようにする。
- ・友達の服装の乱れなどに気付いた時は、まず言葉で指摘し、無断で相手の身体に触れることのないよう繰り返し丁寧に指導する。

(5) 展開

指導のポイント

時間	学習内容・活動	教師の支援	評価規準
導入	1 自分の今の姿を写真に撮る。	○撮影した写真を画面に映し生徒に分かりやすく示す。 ○比較しやすいように乱れた服装がどのような様子が写真も紹介する。	
	2 身だしなみの整え方を知る。 ・チェックシートを用いて確認する。	○イラスト入りの「身だしなみチェックシート」を使用し、ポイントを説明する。	●身だしなみの整え方を理解している。
展開	身だしなみを整えよう。		
	3 身だしなみの整え方を実践する。 ・服に汚れがないか確認し、襟、裾などを整える。 ・くしとドライヤーを使い、髪型を整える。	○事前事後のイラスト等を示し、目標を明確にする。 ○鏡を用意し、自分で確認しながら整えられるようにする。	●実際に身だしなみを整えている。
まとめ	4 再度写真を撮り、身だしなみチェックシートを用いて確認する。	○生徒が気付きにくい変化は教師が指摘し伝える。	
	5 身だしなみを整えるとどんな気持ちになるか話し合う。	○毎日の着替えやほかの授業等でも意識するよう促す。	

導入の工夫
・生徒の写真を示し、興味・関心を促す。

使用する教材
・身だしなみチェックシート、鏡（姿見）、くし、ドライヤー、洗顔料、タオル等を準備する。

個別指導、個人差への配慮
・身だしなみの確認は基本的に自分で行うよう指導する。
・友達の体には必要以上に触れないよう指導する。

障害種別に応じた配慮事項

●視覚障害

- ・身だしなみによる印象の違いや足を開いて座らないこと等、他者から見られているという意識をもてるようにする。

●聴覚障害

- ・場面や状況に応じて求められる身だしなみが異なることを説明する。

●肢体不自由

- ・自分自身で整えることが困難な場合は、整えたいところを、介助してくれる人に伝えられるように指導する。

●病弱

- ・入院中の生徒の場合は、服や髪ゴム等の、持ち物が制限されるため病院との連携を十分に行う。

指導事例8 自分や他者がかけがえのない存在であることを発見しよう

対象：(知) 高等部 (全学年)

教科・領域等： 特別活動

1 教育課程上の位置付け

特別活動・ホームルーム活動

高等学校学習指導要領

(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成

自他の個性を理解して尊重し、互いのよさや可能性を発揮し、コミュニケーションを図りながらよりよい集団生活をつくること。

特別支援学校高等部学習指導要領

特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第5章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 指導計画の作成に当たっては、生徒の少人数からくる種々の制約を解消し、積極的な集団活動が行われるよう配慮する必要があること。
- 2 生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

2 単元設定の理由

高等部入学とともに、中学校や中学部までに比べて学部や学年の人数が増え、交友関係が広く、複雑になるため、様々な問題が生じるケースが多い。望ましい人間関係の構築には、「自分自身がかけがえのない存在である」ということを知ることが大切であるため、自己とともに他人の存在についてもかけがえのない存在であることを気付かせたいと考えた。

また、人との付き合い方やSNSの利用等の生活指導に関する課題の未然防止にも役立てられることから、本単元を設定した。

3 単元計画 (3時間扱い)

時	ねらい	学習内容	単元の評価規準
1	・自分自身がかけがえのない存在であることを知る。	・赤ちゃんの写真を見せ、この頃はどんなことができるのかを考える。 ・現在の自分は、どのようなことができるようになったのかを話し合う。	・自己の大切さを理解した上で、他人の存在についてもかけがえのない存在であることを理解している。
2 本時	・他者がかけがえのない存在であることを知る。	・家庭等から持参した幼少期の写真をスライドに写し、保護者からのコメントを発表する。 ・仲間の発表を聞き、感じたことを記入する。 ・自分にとって大切な人が誰なのかを考える。	
3	・他者との関わりを考える。	・大切な人に対して、これからどのように関わっていくかを考える(家族、友達ほか)。 ・どのような大人になりたいかを考える。	

4 本時の指導（全3時間中の2時間目）

(1) 指導のねらい

- ・自分や友達によさを見付け、認め合い、互いの存在が大切なものであるという心情を育む。

(2) 学習方法

- ・自分や友達の発表を通して、成長した過程を振り返り、成長した自分に気付く。
- ・家庭等に協力を得て、写真やコメントを記入してもらうことにより、理解する。

(3) 評価規準

- ・自分や友達が大切な存在であることを理解している。
- ・大切な人への関わり方について考え、判断している。

(4) 指導上の配慮事項

- ・事前に保護者会等で学習内容を伝え、協力してもらうようにする。また、写真は、0歳から小学校及び小学部段階までのものを持参できるか確認する。特に、施設入所者や家庭環境等で配慮が必要な生徒がいる場合は、現在の写真を用いるなどして、きめ細かく対応する。
- ・授業終了後、学習した内容を家庭に報告し、生徒の授業の様子を伝える。

(5) 展開

段階	学習内容・活動	教師の支援	評価規準
導入	1 前回までの学習を振り返る。	○生徒からの発言を促す。	
展開	自分にとって大切な人は誰ですか。		
	2 持参した写真や保護者のコメントを発表する。	○コメントを確認し、板書する。	●自分や友達が大切な存在であることを理解している。
まとめ	3 自分にとって、大切な人は誰かを考える。また、その理由を考える。 ・ワークシートに自分の考えを書く。 ・グループで意見交換する。	○個人、グループワーク共に、質問を受け付け、不明な点があれば支援する。 ○司会、記録を決め、自分の考えを伝えられる環境を設定する。	●大切な人への関わり方について考え、判断している。
	4 グループごとに発表する。 5 本時の学習を振り返る。	○自分もこれから出会う人も大切な存在であることに気付くよう導く。	

指導のポイント

導入の工夫

- ・前回学習したことを振り返り、本日の学習内容を伝える。
- ・話合いのときは、仲間の意見を否定しないというルールを伝える。

使用する教材

- ・写真投影用のICT機器を準備する。

ワークシートの項目例

- ①幼い頃の自分（保護者からのコメント）
- ②幼い頃の仲間の様子
- ③自分にとって大切な人

個別指導、個人差への配慮

- ・生徒一人一人の家庭環境等に十分配慮する。

障害種別に応じた配慮事項

●視覚障害

- ・写真を提示する際には、映っている様子を言葉で説明するなどの支援を行う。

●聴覚障害

- ・個々の発表の後、メモする時間を確保する。
- ・発表や話合いの内容をその都度確認する。

●肢体不自由

- ・発表やワークシートの記入が困難な場合は、視線入力機器やタブレット端末等のICT機器を活用する。

●病弱

- ・幼少期からの健康状態によっては、現在の家族や友人との関係を取り上げるなどの配慮を工夫する。

指導事例9 友達と関わる時のマナーやルールを考えよう

対象：(知) 高等部 (全学年)

教科・領域等： 特別活動

1 教育課程上の位置付け

特別活動・ホームルーム活動

高等学校学習指導要領

(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成

自他の個性を理解して尊重し、互いのよさや可能性を発揮し、コミュニケーションを図りながらよりよい集団生活をつくること。

特別支援学校高等部学習指導要領

特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第5章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 指導計画の作成に当たっては、生徒の少人数からくる種々の制約を解消し、積極的な集団活動が行われるよう配慮する必要があること。
- 2 生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

2 単元設定の理由

高等部入学とともに、学部や学年の人数が増え、学習グループや部活動の友達、通学路が同じ友達の存在など、中学校や中学部までに比べて、交友関係が複雑になってくる。そのような中、インターネット等の情報による偏った知識やソーシャルスキルの未熟さから、SNSでのやりとりが友人関係のトラブルに発展してしまう場合がある。

友達との関わり方について、先入観や間違った情報に左右されず、望ましい行動を自ら選択することができるようにするため、本単元を設定した。

3 単元計画 (3時間扱い)

時	ねらい	学習内容	単元の評価規準
1	・友達との望ましい付き合い方についてイメージをもつ。	・映画に行く、遊園地に行く、友達の家に行くなどの外出プランを具体的に考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・相手が嫌がる行為を想像し、友達との関わり方について考え、判断している。 ・相手を尊重して話合っている。 ・相手を思いやり、マナーやルールを守った交友関係を築くことの大切さを理解している。
2	・相手の気持ちを考えた行動を身に付ける。	<ul style="list-style-type: none"> ・相手の気持ちを考えた行動と、実際の相手の気持ちを比較し、自分の行動について考える。 ・SNSでのやり取りについて話し合う。 	
3 本時	・実際の場面を想定し、相手や周りのことを考えた行動する。	・友達と一緒に出掛ける場面を設定し、待ち合わせや行先を話し合っ て決める体験をする。	

4 本時の指導（全3時間中の3時間目）

(1) 指導のねらい

- ・外出時のマナーやルールを通して、友達との関わり方について考えることができるようにする。
- ・外出時のトラブルの際の対処方法を、ロールプレイを通して身に付けさせる。

(2) 学習方法

- ・外出時の行動や場面をロールプレイで行い、グループに分けた生徒同士で話し合う。

(3) 評価規準

- ・相手を尊重して話し合っている。
- ・相手を思いやり、マナーやルールを守った交友関係を築くことの大切さを理解している。

(4) 指導上の配慮事項

- ・相手の気持ちを考えることが苦手な生徒には、友達と付き合うために必要な一般的なマナーやルールを個別指導する。
- ・「SNSを安全に利用しよう」（事例10）等の内容と関連させて指導する。

(5) 展開

段階	学習内容・活動	教師の支援	評価規準
導入	1 前回までの学習を振り返る。	○相手の気持ちを考えた行動について確認する。	
展開	友達同士での外出を計画しよう。		
	2 ロールプレイを行う。 ・外出先や待ち合わせ時刻などについて、友達同士で計画する。 ・相手、行先、帰宅時間、金銭の使い方など、家庭に伝えておく事柄についても確認する。	○自分の都合のみを主張しがちな生徒には、相手の都合を取り入れながら話し合うよう促す。	●相手を尊重して話し合っている。
	3 ペアやグループで話し合う。 ・ロールプレイでの課題点を修正して、適切な話し合いを行う。	○各ペア又はグループの課題点を修正方法とともに伝え、適切な話し合いを経験させる。	●相手を思いやり、マナーやルールを守った交友関係を築くことの大切さを理解している。
まとめ	4 友達同士での望ましい外出の仕方について振り返る。	○相手を思いやり、マナーやルールを守り、よりよい友人関係を保つことの大切さを伝える。	

指導のポイント

導入の工夫

- ・前回、前々回に学習した、内容を振り返り、相手の気持ちを考えた友達同士の付き合い方を確認する。

使用する教材

- ・ロールプレイの場面に応じた教材や小道具を準備する。

個別指導、個人差への配慮

- ・対人関係に課題のある生徒や男女交際している生徒等については、トラブルへの発展を未然に防止するよう、必要に応じて個別指導を行う。

障害種別に応じた配慮事項

●視覚障害

- ・心地よい距離、圧迫感を感じる距離について、棒等を用いて体験しながら、どのくらい距離を保てばよいか指導する。

●聴覚障害

- ・トラブルを回避する具体的な表現ややりとりについても指導する。

●肢体不自由

- ・バリアフリーの場所や駅をあらかじめ調べておく。
- ・ワークシートの記入が困難な場合 ICT 機器を活用する。

●病弱

- ・退院後を想定して指導する。相手に自分の病気のことや配慮事項をどのように伝えるか事前に考えておくようにする。

指導事例 10 SNSの安全な使い方

対象：(知) 高等部第1学年

教科・領域等：特別活動

1 教育課程上の位置付け

特別活動・ホームルーム活動

高等学校学習指導要領

(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立

節度ある健全な生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

特別支援学校高等部学習指導要領

特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第5章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 指導計画の作成に当たっては、生徒の少人数からくる種々の制約を解消し、積極的な集団活動が行われるよう配慮する必要があること。
- 2 生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

2 単元設定の理由

知的障害のある生徒のスマートフォン等の情報機器の利用率は年々高くなり、家庭でのパソコンも含めると多くの生徒が利用している。その際にSNSやスマートフォン利用の中でトラブルや犯罪に巻き込まれるケースも見られ、生活指導上の課題となっている。

そこで、「SNS家庭ルール」の作成と「SNSやスマートフォン利用の中でのトラブルや犯罪」について学び、生徒自らが安全な使用を選択することができるようになることを願い本単元を設定した。

3 単元計画（4時間扱い）

時	ねらい	学習内容	単元の評価規準
1	・SNS上の魅力的な誘いには、危険性があることを理解し、危険を自ら回避しようとする。	・SNS上にある危険性について考える。	・SNSを利用する上での危険性、SNS利用上でのトラブルに対処する方法、SNSについてのルールの必要性と内容を理解している。
2 本時	・自撮り写真を送ることや気軽に見ず知らずの人と会うことの危険性を理解し、危険を回避する力を身に付ける。	・SNS上でしか知らない相手とのやりとりや危険性やトラブルの対処方法について知る。	
3	・SNS家庭ルールの必要性と内容を理解し守ろうとする態度を育てる。	・SNS家庭ルールの必要性やその内容について考える。	
4	・単元のまとめを小グループで行うことで、学習を振り返る。	・本単元で学んだことを、小グループで模造紙にまとめ発表する。	

4 本時の指導（全4時間中2の時間目）

(1) 指導のねらい

- ・SNS利用時の危険な状況を理解し、回避する方法を学ばせる。
- ・トラブルに巻き込まれた際の対処法を理解し、実践できる力を身に付けさせる。

(2) 学習方法

- ・スライド資料、動画資料、SNS東京ノート等を通して理解する。
（携帯電話会社等の出前講座等との連携も効果的である。）

(3) 評価規準

- ・SNSの利用時に思わぬ危険な状況に巻き込まれることがあることを理解している。
- ・トラブルに巻き込まれた際の対処法を理解している。

(4) 指導上の配慮事項

- ・安全に利用するにはどうすればよいかを本人が理解できる方法で具体的に指導する。
- ・事前に保護者アンケートを実施し、使用実態や問題点等を把握するとともに、保護者参観の機会などを設け、家庭と連携して指導できるようにする。

(5) 展開

段階	学習内容・活動	教師の支援	評価規準
導入	1 SNSをどのよう なときに利用するか をワークシートに記 入し発表する。	○生徒が使用している SNSを確認する。	
展開	ネットの向こうの人はどんな人？		
	2 動画資料を視聴し、各事例の危険性について考える。 (事例) ・自撮り写真をネットで送る。 ・ネットでやり取りした知らない人に会う。	○自撮り写真を送信すると、住所の特定やより過激な写真の要求をされる場合があることを伝える。 ○一見優しそうに思える人も態度が急変する場合があることを伝える。	●SNSの利用時に思わぬ危険な状況に巻き込まれることがあることを理解している。 ●トラブルに巻き込まれた際の対処法を理解している。
まとめ	3 SNSを使用して困ったときはどうするか考え、ワークシートに記入する。	○トラブルにあったことを責めずに、どうすれば解決できるかの視点で考えさせる。	

指導のポイント

導入の工夫

- ・前回学習したSNSの種類や特徴を再度確認する。

使用する教材

- ・動画資料（携帯電話会社作成のもの）、ワークシート、「SNS東京ノート1～3」を準備する。

個別指導、個人差への配慮

- ・ワークシートへの記入が困難な場合は、文字盤やICT機器を使用する。

障害種別に応じた配慮事項

●視覚障害

- ・スマートフォン等の拡大文字や音声機能を使用する際、周囲の人から個人情報が見られないよう注意することを指導する。

●聴覚障害

- ・聴覚障害者間ではSNSによる情報が瞬時に広まりやすいことについて事前に指導する。

●肢体不自由

- ・ワークシートの記入が困難な場合は、視線入力機器やタブレット等のICT機器を活用する。

●病弱

- ・入院中の生徒に対しては、自分や友達の病状などの個人情報への配慮について指導する。

「性教育の手引」作成委員会 委員

【平成 29 年度「性教育の手引」作成委員会 委員】

<検討委員会>

委員長	石川 哲也	神戸大学名誉教授
	五十嵐 隆	国立成育医療研究センター理事長
	山田 正興	東京都医師会学校医委員会副委員長
	大田 裕子	北区立なでしこ小学校校長
	郡 吉範	三鷹市立第六中学校校長
	庄司 一也	東京都立晴海総合高等学校校長
	金子 猛	東京都立小金井特別支援学校校長
	堅多 敦子	東京都福祉保健局 健康安全部エイズ・新興感染症担当課長
	和田 栄治	東京都青少年・治安対策本部 総合対策部青少年担当課長
副委員長	宇田 剛	東京都教育庁 指導推進担当部長
	笠松 恒司	東京都教育庁 都立学校教育部学校健康推進課長
	山田 善裕	東京都教育庁 地域教育支援部歯科保健担当課長
	月山 良明	東京都教育相談センター次長

<小学校ワーキンググループ>

盛光 万紀	八王子市立館小学校副校長
吉田 光男	練馬区立田柄第二小学校主幹教諭
金子 絢子	八王子市立東浅川小学校主任養護教諭

<中学校ワーキンググループ>

青柳美由紀	豊島区立西巣鴨中学校副校長
石井 友保	新宿区立新宿西戸山中学校主任教諭
伊藤 康代	稲城市立稲城第三中学校主任養護教諭
中澤 幸彦	町田市立山崎中学校主任教諭

<高等学校ワーキンググループ>

小高 潤子	東京都立井草高等学校副校長
木下 理恵	東京都立日比谷高等学校主任教諭
広瀬菜々子	東京都立蒲田高等学校主幹教諭
星 いづみ	東京都立忍岡高等学校教諭

<特別支援学校ワーキンググループ>

佐藤るり子	東京都立志村学園副校長
西岡 陽子	東京都立武蔵台学園副校長
宇田川裕之	東京都立多摩桜の丘学園主幹教諭
赤坂 晶子	東京都立小平特別支援学校主任養護教諭

<事務局>

佐藤 浩	東京都教育庁指導部体育健康教育担当課長
伊東 直晃	東京都教育庁指導部主任指導主事
田村砂弥香	東京都教育庁指導部指導企画課統括指導主事
小野 隆一	東京都教育庁指導部指導企画課統括指導主事
佐々木心哉	東京都教育庁指導部指導企画課指導主事
中村 美咲	東京都教育庁指導部指導企画課指導主事
唐澤 好彦	東京都教育庁指導部指導企画課指導主事
門田 英朗	東京都教育庁指導部指導企画課指導主事
楠本 祐也	東京都教育庁指導部指導企画課指導主事
進藤 智洋	東京都教育庁指導部指導企画課課長代理

(職名は平成 30 年 3 月現在)

【平成 30 年度「性教育の手引」作成委員会 委員】

<検討委員会>

委員長	石川 哲也	神戸大学名誉教授
	五十嵐 隆	国立成育医療研究センター理事長
	山田 正興	東京都医師会学校医委員会副委員長
	大田 裕子	北区立なでしこ小学校校長
	郡 吉範	三鷹市立第六中学校校長
	庄司 一也	東京都立晴海総合高等学校校長
	金子 猛	東京都立小金井特別支援学校校長
	根岸 潤	東京都福祉保健局 健康安全部工イズ・新興感染症担当課長
	堀江 敏彦	東京都青少年・治安対策本部 総合対策部青少年担当課長
副委員長	藤井 大輔	東京都教育庁 指導推進担当部長
	石丸 雄二	東京都教育庁 都立学校教育部学校健康推進課長
	山田 善裕	東京都教育庁 地域教育支援部歯科保健担当課長
	月山 良明	東京都教育相談センター次長
	奥村 透	東京都小学校 P T A 協議会会長
	井門 明洋	東京都公立中学校 P T A 協議会会長
	池本 義信	東京都公立高等学校 P T A 連合会会長
	長田 晋	東京都特別支援学校 P T A 連合会会長

<小学校ワーキンググループ>

盛光 万紀	八王子市立館小学校副校長
吉田 光男	練馬区立田柄第二小学校主幹教諭
金子 絢子	八王子市立東浅川小学校主任養護教諭
樋口 玲奈	府中市立矢崎小学校主任教諭
東小川 智史	国分寺市立第四小学校指導教諭

<中学校ワーキンググループ>

青柳美由紀	豊島区立西巣鴨中学校副校長
石井 友保	新宿区立新宿西戸山中学校主任教諭
浅野 雄太	目黒区立大鳥中学校主任教諭
米澤絵里子	葛飾区立亀有中学校主任教諭
中澤 幸彦	町田市立山崎中学校主任教諭
伊藤 康代	稲城市立稲城第三中学校主任養護教諭

<高等学校ワーキンググループ>

松尾 成美	東京都立板橋有徳高等学校副校長
広瀬菜々子	東京都立千歳丘高等学校主幹教諭
木下 理恵	東京都立日比谷高等学校主任教諭
星 いづみ	東京都立忍岡高等学校主任教諭
葦澤 絵美	東京都立大江戸高等学校主任教諭
稲垣 俊介	東京都立江北高等学校主任教諭
坂本 憲亮	東京都立北豊島工業高等学校教諭

<特別支援学校ワーキンググループ>

佐藤るり子	東京都立志村学園副校長
井上 一仁	東京都立武蔵台学園副校長
宇田川裕之	東京都立多摩桜の丘学園主幹教諭
赤坂 晶子	東京都立小平特別支援学校主任養護教諭
長島 理英	東京都立大塚ろう学校主任教諭
三浦 知子	東京都立武蔵台学園主任教諭

<事務局>

堀川 勝史	東京都教育庁指導部体育健康教育担当課長
伊東 直晃	東京都教育庁指導部主任指導主事
美越 英宣	東京都教育庁指導部指導企画課統括指導主事
久保田 哲司	東京都教育庁指導部指導企画課統括指導主事
中村 美咲	東京都教育庁指導部指導企画課指導主事
唐澤 好彦	東京都教育庁指導部指導企画課指導主事
門田 英朗	東京都教育庁指導部指導企画課指導主事
市川 愛美	東京都教育庁指導部指導企画課指導主事
楠本 祐也	東京都教育庁指導部指導企画課指導主事
鞆 健治	東京都教育庁指導部指導企画課課長代理

(職名は平成 31 年 3 月現在)

